

北秋田市プロポーザル方式等による業者選定実施要綱第6条関係

秋田内陸線駅管理運営業務委託  
応募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

北秋田市総務部内陸線再生支援室

# 秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本業務は、秋田内陸線の存続と駅前地域の活性化を図ることを目的とし、秋田内陸線の駅の有人化を継続するために、駅舎管理等に係る業務について民間事業者へ委託するものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

秋田内陸線駅管理運営業務委託 (※) 合川駅および米内沢駅。以下同様。

### (2) 内容

「秋田内陸線駅管理運営業務委託 特記仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (4) 提案限度額

8,646,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

## 3 プロポーザルの方式

応募型プロポーザルとする。

## 4 応募型プロポーザルの採用理由

業務遂行にあたっては、価格のみだけでなく、業務実績や効率性、創造性等を勘案し、総合的に判断したうえで、本業務の目的を達成し得る最適な業者を選定するため、応募型プロポーザル方式により契約候補者を決定する。

## 5 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、本事業に参画する意欲があり、本事業に係る十分な知識を備えるほか、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 北秋田市内に本社または営業所を有し、北秋田市物品調達または役務提供にかかる入札制度実施要項第5条第1項に規定する資格者名簿に登載された事業者または、過去5年以内（令和2年度～令和6年度）に本業務と同様若しくは類似業務の実績がある事業者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 北秋田市において、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税について滞納が無いこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

## 6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。

No.	内 容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和 7 年 1 月 21 日（火）
2	参加申込み開始	令和 7 年 1 月 21 日（火）～
3	質問書提出期限	令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 5 時必着
4	質問書回答期限	令和 7 年 2 月 7 日（金）
5	参加申込み提出期限	令和 7 年 2 月 20 日（木）正午必着
6	参加資格審査結果通知	令和 7 年 2 月 25 日（火）
7	提案内容プレゼンテーション	令和 7 年 3 月 5 日（水）
8	審査結果通知	令和 7 年 3 月 7 日（金）
9	契約締結	令和 7 年 3 月下旬

## 7 実施要領等の公開

令和 7 年 1 月 21 日（火）から北秋田市ホームページにおいて公開

## 8 質問書の提出・回答

質問書の提出は書面又は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式：質問書（任意様式）
- (2) 提出先：北秋田市総務部内陸線再生支援室  
メールアドレス「nairiku@city.kitaakita.akita.jp」
- (3) 提出期限：令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 5 時必着
- (4) 回答方法：提出された質問に対する回答は、令和 7 年 2 月 7 日（金）までに北秋田市総務部内陸線再生支援室ホームページに掲載する。

## 9 参加申込み

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書 (様式1)
- ② 暴力団排除に関する誓約書 (様式2)
- ③ 参加資格誓約書 (様式3)
- ④ 秘密保持誓約書 (様式4)
- ⑤ 業務計画書 (様式5)
- ⑥ 業務計画書 (附表) (別紙)
- ⑦ 見積書 (任意様式)
- ⑧ 見積内訳書 (様式6)

### (2) 提出部数

- ①～④及び⑦：1部
- ⑤～⑥及び⑧：2部 (印刷したもの)

(3) 提出期限 令和7年2月20日(木) 正午必着

(4) 提出先 北秋田市総務部内陸線再生支援室

(5) 提出方法 持参又は郵送 (直接持参の場合は土・日及び祝日を除く)

(6) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

(ただし、2月20日に提出する場合は正午まで)

## 10 参加資格の審査

提出のあった参加申込み書類を確認の上、審査結果を令和7年2月25日(火)までに参加申込みのあった者へ電子メール又は書面により通知する。

## 11 プレゼンテーションの実施

提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

### (1) 日時・場所

令和7年3月5日(火) 北秋田市役所第二庁舎1階 第3会議室

※時間等の詳細は、別途参加資格審査結果通知の際に通知する

### (2) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションの時間は、「準備5分程度、説明10分程度、質疑応答5分程度」とする。
- ② プレゼンテーションは、提出した業務計画書を使用することとする。なお、提出後の差し替え、追加は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正はこの限りではない。
- ③ プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意すること。

(3) その他

- ・当市は、プレゼンテーションの内容を録音・録画することができる。
- ・当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

## 12 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

契約候補者等の選定に係る評価は、秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル審査委員会設置要綱に定める審査委員会が行うものとする。

【審査委員】

副市長、総務部長、財務部長、観光文化スポーツ部長、学識経験者

(2) 審査方法等及び評価基準

※秋田内陸線駅管理運営業務委託応募型プロポーザル審査要領による。

## 13 審査結果の通知及び公表

選定した提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面により評価順位を通知する。また、各提案者（選定されなかった者についてはその名称を除く。）に関し、評価点数を公表する。

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申し立ては受けない。

## 14 提案者の失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

## 15 提案者の辞退

参加申込み書類提出後に参加を辞退する場合は、北秋田市総務部内陸線再生支援室へ辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の契約等において不利益な取り扱いを受けないこととする。

## 16 留意事項

- (1) 参加申込書の提出やプレゼンテーション等に係る費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者は複数の業務計画書の提案を行うことはできない。また、参加申込書類提

出後の業務計画書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りではない。

- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 提出された業務計画書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義の照会を行うことがある。
- (5) 郵送等による事故については、当市においていかなる責任も負わない。
- (6) 提案者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止する場合がある。なお、この場合において、業務計画書等に要した費用を当市に請求することはできない。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (9) 当市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

## 17 問い合わせ先及び書類提出先

〒018-4692 北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1

北秋田市総務部内陸線再生支援室

TEL : 0186-82-2114 FAX : 0186-82-3767

E-mail : [nairiku@city.kitaakita.akita.jp](mailto:nairiku@city.kitaakita.akita.jp)